枚方市医療通訳士登録派遣事業について

医療通訳ボランティアを無料で派遣します。

医療通訳ボランティアは、守秘義務があり、個人情報を守ります。

日本語を話せない外国人住民等が、安心して市内の医療機関を利用できる環境づくりを行うとともに、コミュニケーションギャップに起因する医療従事者の負担や診療上のリスクを軽減することを目的に、特活）多文化共生センターきょうとに委託して、医療通訳ボランティア（医療通訳士）を派遣する事業を実施しています。

医療通訳利用意思表示カード

病院スタッフに提示してください。

名前 . . . . . .

TEL . . . . . .

言語　□英語　□中国語　□韓国朝鮮語　□スペイン語

※韓国朝鮮語・スペイン語は必ず事前に日程調整が必要です

1. 利用希望

枚方市内の「派遣対象医療機関」（P11-12）で医療通訳ボランティア派遣サービスを利用できます。

- 利用する日の5日前（土・日・祝日除く）までに患者様から医療機関へお申し込み下さい。（利用無料）
- 利用は原則として、一般の外来診療（夜間診療は除く）に限ります。
- 保健センターでの利用は、原則として乳幼児健康診査に限ります。
- キャンセルの場合は必ず医療機関に連絡してください。
- 電話予約は日本語以外の対応が難しい場合がございますので、日本語を話せる方のお手伝いをお願いします。



2. 通訳予約

5日前までに医療機関から派遣事務局へ通訳を予約します。

患者様からの直接予約はできません。

3. 派遣調整

派遣事務局が医療通訳ボランティアを調整します。

研修を受け、試験に合格した医療通訳ボランティアを派遣します。

4. 派遣

通訳予約日に医療通訳ボランティアが病院に参ります。

- 院内の対話場面の通訳をします。
- 書類等の翻訳、院外（最寄り薬局を除く）での通訳は行いません。

医療通訳ボランティアは医療機関に常駐していません。

キャンセル時は早めに医療機関へ連絡してください。

5. 終了

再診の場合は5日前までに医療機関から派遣事務局に連絡します。**2**へ